

定例監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査の結果（令和3年10月28日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和3年12月14日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	菊	地	健	太郎
同	武	田		聡

(様式)

生福 第 813 号

令和3年11月30日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤孝弘

福祉推進部定例監査結果についての措置状況（通知）

令和3年10月28日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
長寿支援課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
	1 山形市老人クラブ連合会補助金の交付事務において、交付決定伺に補助対象経費の記載がなかった。	1 令和3年度の交付事務から、同補助金の交付決定伺に補助対象経費を記載しました。 今後とも、適切な補助金交付事務を執行いたします。
	2 備品の管理において、現物が確認できないものがあった。 ・ デジタルカメラ ・ ラベルワープロ	2 過去に廃棄をした際に、廃棄の手続きが行われていなかったと考えられるため、所在不明として直ちに備品の廃棄手続きを行いました。
障がい福祉課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
	1 山形市医療的ケア児受入促進事業費補助金の交付事務において、誤って補助金を多く交付していた。	1 直ちに補助事業者に連絡し、補助金の額の確定を取り消すとともに、適正な補助金額の確定を再通知し、差額は返還済であることを確認しています。 今後は、適切な補助金交付事務を執行いたします。